



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年8月9日金曜日 第533号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営支援課) ... 554

告 示

クリーニング業法による研修の指定..... (薬務衛生課) ... 555

クリーニング業法による講習の指定..... (") ... 555

指定医師の所在地の変更..... (福祉総合支援センター) ... 556

規 則

○愛媛県規則第38号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月9日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | | 改 正 前 | | | | | |
|--|--|--|--|--|--------------------------|--|--|--|--|--|--------------------------|
| 附 則 (貸付金の限度等の特例) | | | | | | 附 則 (貸付金の限度等の特例) | | | | | |
| 5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和9年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「 <u>0.80パーセント</u> 」とあるのは、「 <u>0.80パーセント以内</u> 」とする。 | | | | | | 5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和9年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「 <u>0.60パーセント</u> 」とあるのは、「 <u>0.60パーセント以内</u> 」とする。 | | | | | |
| 別表第2（第3条 第5条、附則第3項 第5項関係） | | | | | | 別表第2（第3条 第5条、附則第3項 第5項関係） | | | | | |
| 高度化 資金の 種類 | 貸付対象者 | 貸付対象 施設 | 貸付金 の金額 | 利 率 | 償 還 期 間 据 置 期 間 | 高度化 資金の 種類 | 貸付対象者 | 貸付対象 施設 | 貸付金 の金額 | 利 率 | 償 還 期 間 据 置 期 間 |
| 1 経 営革 新計 画承 認グ ルー プ資 金 | 経営革新 計画承認グ ープ事業 を実施する 特定事業者 (中小企業 等経営強化 法(平成11 年法律第18 号)第2条 第5項に規 定する特定 事業者をい う。) | 経営革新 計画承認グ ープ事業 の用に供す る土地、建 物(関連施 設を含む。 以下同 じ。)、構 築物(関連 施設を含 む。以下同 じ。)又は 設備 | 整備 資金の 100分の 80(災 害復旧貸 付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 金)以 内 | 年0.80パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸 付若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子 とする。 ア～ウ 省 略 | 省 略 | 1 経 営革 新計 画承 認グ ルー プ資 金 | 経営革新 計画承認グ ープ事業 を実施する 特定事業者 (中小企業 等経営強化 法(平成11 年法律第18 号)第2条 第5項に規 定する特定 事業者をい う。) | 経営革新 計画承認グ ープ事業 の用に供す る土地、建 物(関連施 設を含む。 以下同 じ。)、構 築物(関連 施設を含 む。以下同 じ。)又は 設備 | 整備 資金の 100分の 80(災 害復旧貸 付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 金)以 内 | 年0.60パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸 付若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子 とする。 ア～ウ 省 略 | 省 略 |

| | | | | | | |
|-------|----|--|--|--|--|--|
| 2 ~ 9 | 省略 | | | | | |
|-------|----|--|--|--|--|--|

別表第4（第3条 第5条、附則第3項 第5項関係）

| 高度化資金の種類 | 貸付対象者 | 貸付対象施設 | 貸付金の金額 | 利率 | 償還期間 | 据置期間 |
|-------------------|---|------------------------------------|--|---|------|------|
| 1 地域産業創造基盤整備活性化資金 | 特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行ったものに限る。） | 地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備 | 整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90）以内 | 年0.80パーセント。ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、無利子とする。 | 省略 | |
| 2 省略 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------|----|--|--|--|--|--|
| 2 ~ 9 | 省略 | | | | | |
|-------|----|--|--|--|--|--|

別表第4（第3条 第5条、附則第3項 第5項関係）

| 高度化資金の種類 | 貸付対象者 | 貸付対象施設 | 貸付金の金額 | 利率 | 償還期間 | 据置期間 |
|-------------------|---|------------------------------------|--|---|------|------|
| 1 地域産業創造基盤整備活性化資金 | 特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行ったものに限る。） | 地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備 | 整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90）以内 | 年0.60パーセント。ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、無利子とする。 | 省略 | |
| 2 省略 | | | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第782号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

令和6年8月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称
クリーニング師研修
- 2 主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 田中 秀樹
- 3 集合して行う研修の開催日及び場所

| 開 催 日 | 場 所 |
|--------------|--|
| 令和7年1月19日（日） | 松山市三番町6丁目4番地20 松山市男女共同参画推進センター（コムズ） |

- 4 通信制で行う研修の受付期間
令和6年11月20日（水）から令和7年1月7日（火）
- 5 受講料
5,000円

○愛媛県告示第783号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和6年8月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習の名称
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 田中 秀樹
- 3 通信制で行う研修の受付期間
令和6年11月20日（水）から令和7年1月7日（火）
- 4 受講料
4,500円

○愛媛県告示第784号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和6年8月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医 師 氏 名 | 旧 所 在 地 | | 新 所 在 地 | | 変 更 年 月 日 |
|---------|-------------------|-------------------|---------------|--------------------|--------------|
| | 病院又は診療所の名称 | 同 左 所 在 地 | 病院又は診療所の名称 | 同 左 所 在 地 | |
| 清 水 総一郎 | 愛 媛 県 立 南 宇 和 病 院 | 南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1 | あいなん整形外科クリニック | 南宇和郡愛南町御荘平城2959番地1 | 令和6年 7月1日 |